

COP14 国別報告書をより良くするためのNGOアンケート

まとめ

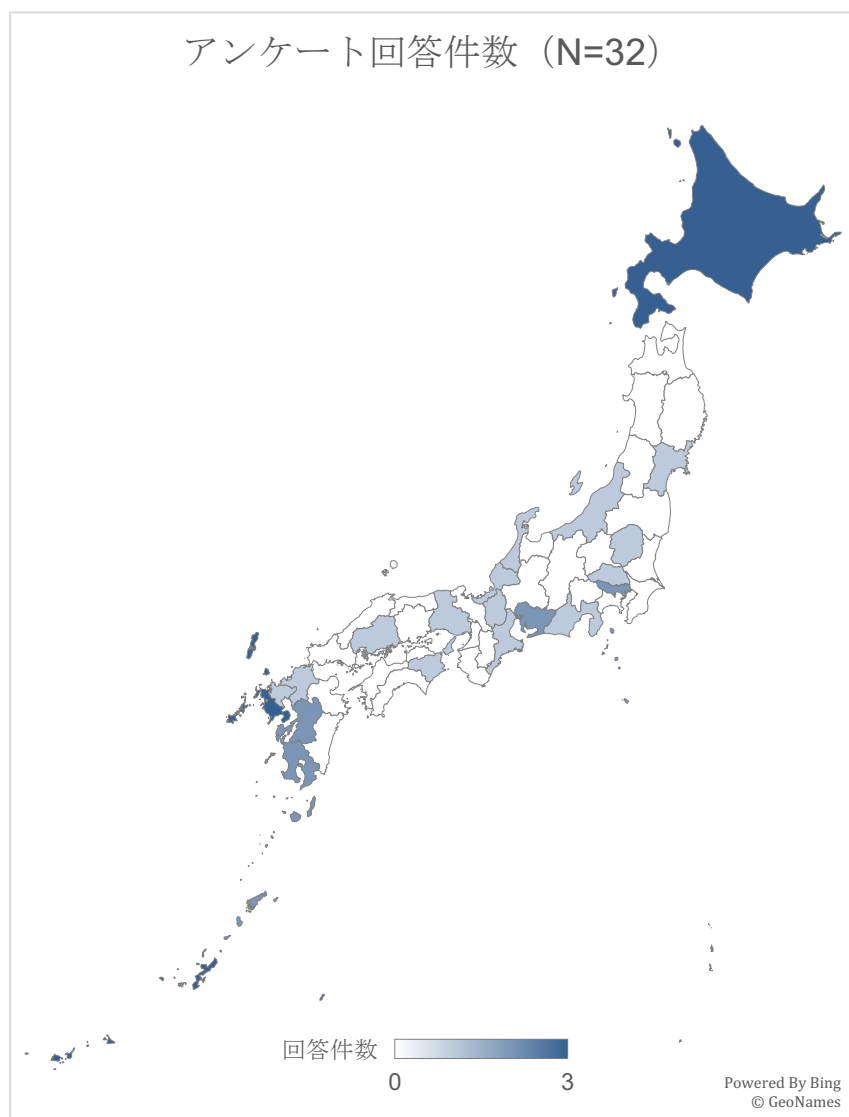
2020.09.15

ラムサール・ネットワーク日本

このアンケートは、ラムサール条約 COP14 に向けて環境省が日本国内での条約の実施状況を条約事務局に報告する「国別報告書」に湿地保全の現場の情報や意見がこの報告書に組み込まれるよう、国内の草の根 NGO からの情報をまとめたものです。この情報は環境省が報告書を提出するタイミングに合わせて、国別報告書と同じ様式と項目を日本語に訳して WEB フォームアンケートを通して収集しました。

国別報告書アンケートへのお願いは、7月30日にラムサール・ネットワーク日本の会員に送付する会員ニュースレターに、アンケートへの協力をお願いするチラシを同封し、8月末日を締切りとしました。同時に、WEB サイト、会員メーリングリストでも、会員に対して協力を呼びかけました。

得られた回答数は、次の 32 件でした。ラムネット J として付したコメントは、この回答数を前提としたコメントであることをあらかじめご承知ください。



- 北海道：コムケ湖・シブノツナイ湖、サロベツ原野・サロベツ湿原、濤沸湖
- 宮城県：伊豆沼・内沼
- 栃木県：渡良瀬遊水地
- 埼玉県：川越市福田の田んぼ
- 東京都：三番瀬、都立東京港野鳥公園
- 新潟県：福島潟、佐潟
- 石川県：河北潟
- 福井県：中池見湿地
- 静岡県：東海丘陵湧水湿地群
- 愛知県：藤前干潟、島田緑地
- 三重県：長良川河口
- 滋賀県：琵琶湖集水域
- 兵庫県：円山川下流域と周辺水田
- 広島県：ハチの干潟
- 徳島県：吉野川河口
- 福岡県：和白干潟
- 佐賀県：肥前鹿島干潟
- 長崎県：諫早湾、諫早干潟、石木川
- 熊本県：球磨川河口、荒尾干潟
- 鹿児島県：奄美大島嘉徳海岸
- 沖縄県：辺野古・大浦湾、大浦川河口、泡瀬干潟
- ※赤字：条約湿地

1. すべての湿地対象

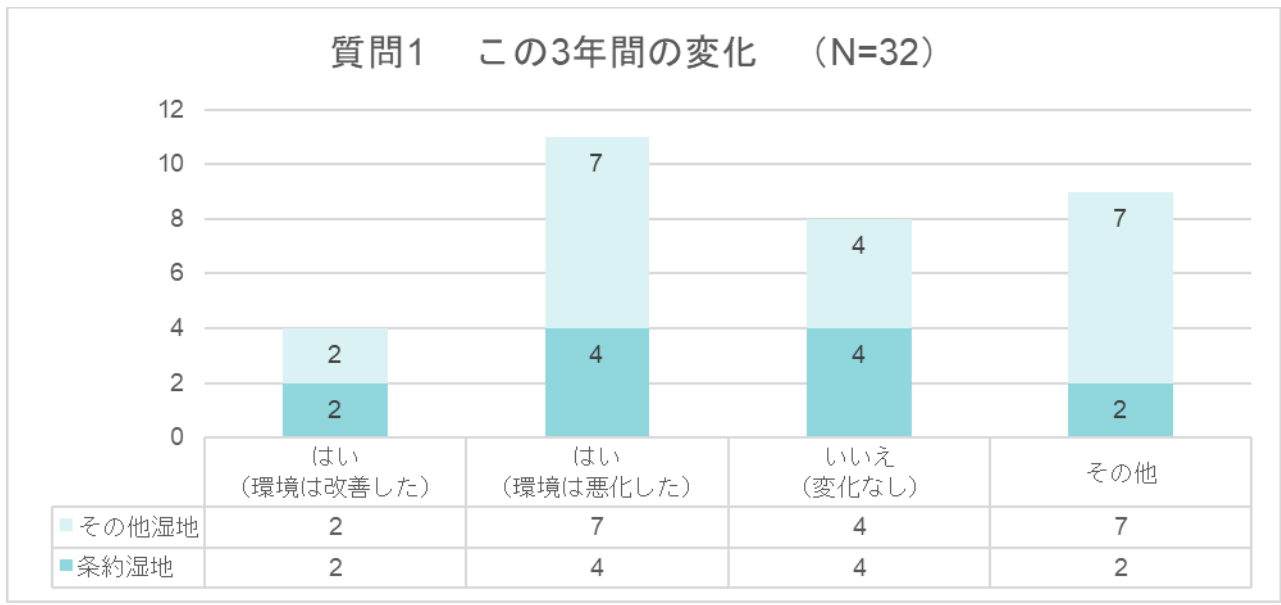
あなたの市民活動団体（NGO・NPO）がかかわる湿地（ラムサール登録の有無を問いません）についてお答えください（質問1～11）

質問1

この3年間（2018年1月以降）で、あなたの**湿地の健康な状態に影響を与えるような出来事がありましたか？** 侵略的外来種、乾燥化、開発のような負の効果でも、あるいは、状態の改善という正の効果でもどちらでもかまいません。

【関連する国別報告書質問】

8.5 「過去3年で、全体的に湿地の状態は変化したか？／a) ラムサール条約湿地、b) 湿地全体」



その他回答内容

- ✓ 特に大きな変化はないが、幾分改善している。（三番瀬）
- ✓ 干潟は東京都の拡張工事により面積増加、雨水由来の淡水池は雨不足により乾燥化。（東京港野鳥公園）
- ✓ 悪化として外来生物対応、人が湿地とかかわる公園部分で劣化・汚損。大規模治水工事について生物への影響は不明。（福島潟）
- ✓ 改善したところ（農業使用の削減、冬期湛水）と悪化したところ（樹木伐採）がある（河北潟）
- ✓ ①湿地の水源地に北陸新幹線のトンネル掘削工事。②ウシガエルの侵入。③ヤナギの増加。④沈下池（泥炭層へのプレッシャー）の拡大（中池見湿地）
- ✓ 現在上流域で産業廃棄物処分場計画が進行している（ハチの干潟）
- ✓ 1997年に諫早湾が堤防が閉め切られて、以来諫早湾と有明海の湿地、海況は悪化した。（諫早湾）
- ✓ 諫早湾干拓事業により「有明海の揺りかご」と言われた大切な干潟が失われた。その後、水門開放による干潟再生が強く期待されているが、国は頑なに拒んでいる。閉め切りが長期に続き、水質悪化や漁業被害、生物多様性の喪失、農作物被害など様々な負の影響が出ている。以下の質問には、諫早湾干潟が本来持っていた価値をベースに回答する。（諫早湾）

■ラムネットJのコメント

悪化したとの回答は11湿地だが、「その他」の回答内容（悪化して改善なし、これから悪化の恐れなど）をみると16湿地が悪化傾向にある。条約湿地ではない湿地の悪化傾向が強い。

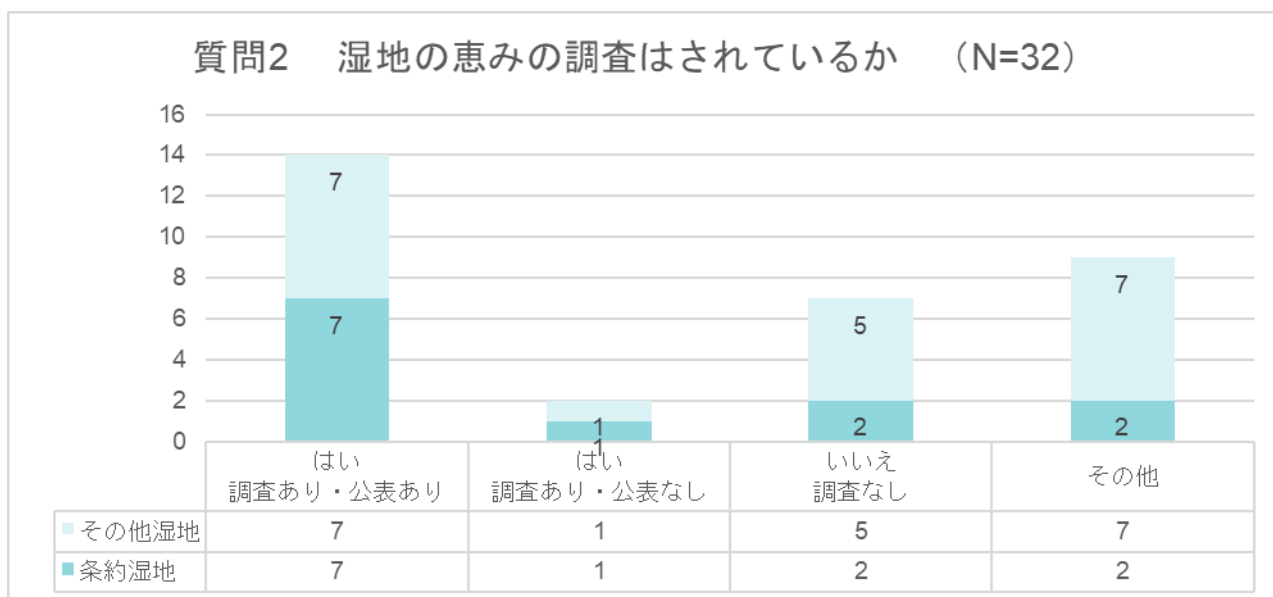
質問2

- ①あなたの湿地について、**湿地の恵みや湿地がもつ役割**（水・食料の供給、治水、気候調整、文化、レクリエーションと観光）は、**調査されていますか？**
- ②調査結果は、文書（パンフ等含む）として配布されたり、WEBサイト等で**公表されていますか？**

【関連する国別報告書質問】

11.1 貴国において、湿地からもたらされる生態系の恩恵/サービスについて調査され、環境白書のような書類で記録され、結果が広く公表されたか。

KRA1.4 ii 湿地の（特に条約湿地の）生態系サービスとその価値の分析が、全ての締約国において実施されていること



その他回答内容

- ✓ 国交省と複数の市民団体が分担した形で調査され公表されている。（渡良瀬遊水地）
- ✓ 生物相のモニタリング調査のみ実施（東京港野鳥公園）
- ✓ 水鳥の調査情報を含む自然の情報は蓄積されている。新潟県の治水工事にかかる福島潟への影響調査もある。情報はHPやパンフ作成で活かされている。（福島潟）
- ✓ 動植物の調査は一部行われており公表もされているが、それ以外は調査されていることはほぼない。（中池見湿地）
- ✓ 河口堰建設後の環境状況調査として行われている。（長良川河口）
- ✓ 一定程度の調査は行われているが、湿地の恵みを把握するのに十分ではない（嘉徳海岸）
- ✓ 環境調査はされているものの、湿地の恵みや役割について十分には調査されていません（大浦川河口）
- ✓ 環境調査は行われているが、湿地の恵みや機能について十分に調査がなされていない（辺野古）
- ✓ ある程度の調査は行われているが、湿地の価値がわかる十分な調査は行われていない（泡瀬干潟）

■ラムネットJのコメント

調査・公表されているとの回答は14湿地あり、「その他」の回答内容をみても、一定の調査がされていることは評価できる。ただ、「湿地の恵み」（水・食料の供給、治水、気候調整、文化、レクリ

ーションと観光)全体についての調査がされているかどうかは不明である。各NGOにおいて「湿地の恵み」を意識した調査ができるような、統一的な調査シートあるいはマニュアルを作成することは必要ではないか。条約湿地か否かで、調査・公表の有無には大きな差はないようである。

質問3

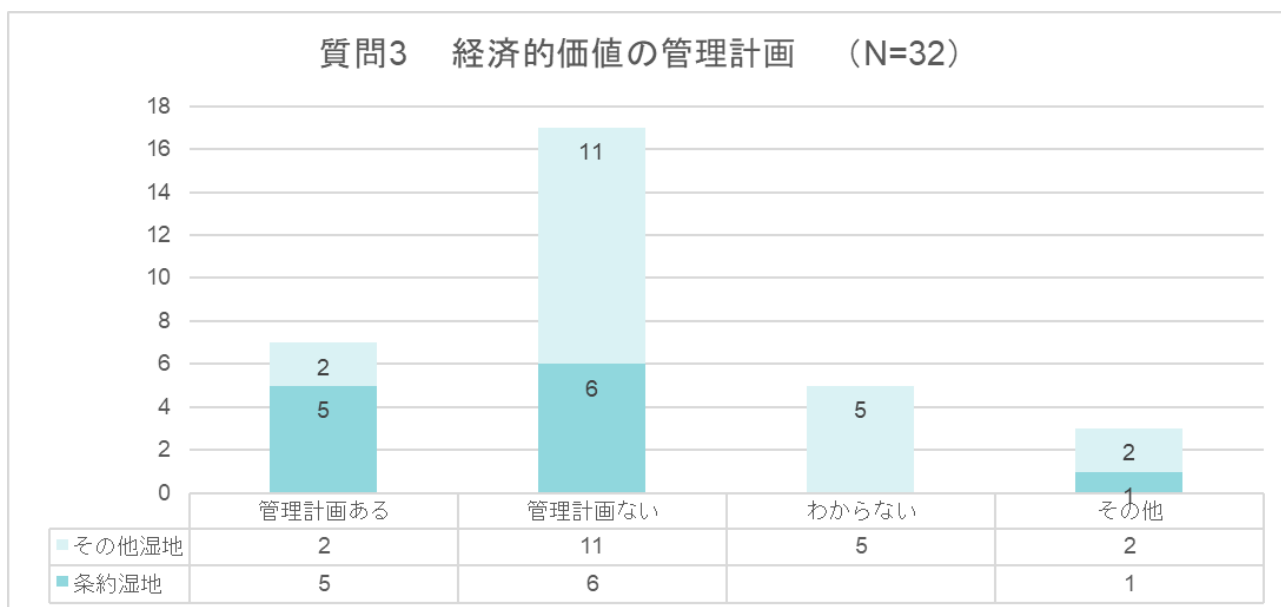
あなたの湿地では、前項で述べたような湿地の恵みや役割、特に**経済的な価値**（水の浄化、貝や魚、防災、観光など）を守るような**管理計画**が作成されていますか。（知らない場合は知らないとお答えで結構です）

【関連する国別報告書質問】

11.3 湿地の社会経済学的価値はラムサール条約湿地やその他の湿地の管理計画に盛り込まれているか。

1.4.3 湿地の社会経済学的価値又は文化的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか

KRA1.4iii 湿地の社会経済学的価値や文化遺産としての価値が、湿地の賢明な利用と管理において十分考慮されていること



その他回答内容

- ✓ 濤沸湖環境保全活用ビジョンに指針は示されているが、具体的な計画はない（濤沸湖）
- ✓ 逆に環境を壊す公共工事の計画がある。（嘉徳海岸）
- ✓ 沖縄県の保全利用協定の対象地であり、隣接地にある名護市の施設「わんさか大浦パーク」にてある程度の現状把握や管理を行っていますが、十分ではないと思います（大浦川河口）

■ラムネットJのコメント

経済的価値（水の浄化、貝や魚、防災、観光など）を守る管理計画がないと回答した湿地が17湿地と多数である。

管理計画作成にあたって、意識しておくべき経済的価値と調査項目のモデル案、あるいは経済価値を守る内容を管理計画に組み込んだ好事例を示す必要がある。

まずは、「湿地の管理」に関する条約事務局発行ラムサールハンドブック（4版ハンドブック18巻 "Managing wetland" 2010）の翻訳が急務ではないか。

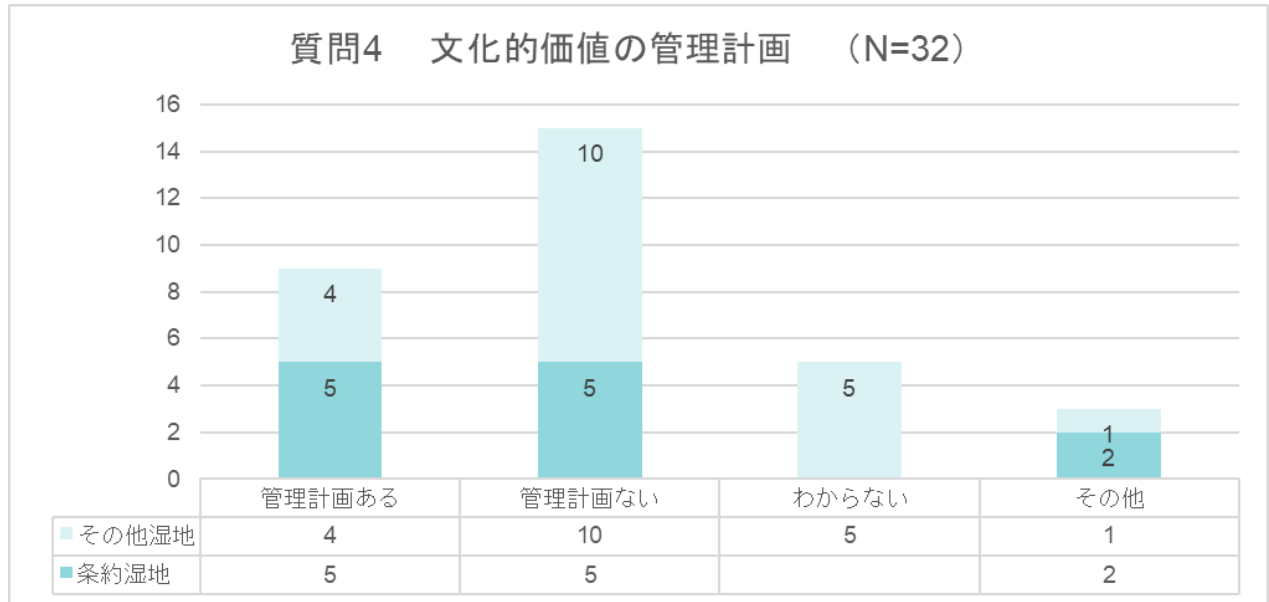
質問4

あなたの湿地では、前項で述べたような湿地の恵みやサービス、特に**文化的価値**を守るような**管理計画**が作成されていますか。（知らない場合は知らないとお答えで結構です）

【関連する国別報告書質問】

11.4 ラムサール条約湿地の効果的な管理のための伝統的知識を含む湿地の文化的価値はラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画に盛り込まれているか。

質問3と同じ」；1.4.3/1.4.4/KRA1.4 iii



その他回答内容

- ✓ 隣接地にある名護市の施設「わんさか大浦パーク」にてある程度の現状把握や管理を行っていますが、十分ではないと思います（大浦川河口）
- ✓ 濤沸湖環境保全活用ビジョンに指針は示されているが、具体的な計画はない（濤沸湖）
- ✓ 全体ではないが、それぞれ関連する団体では保全活動が行われている。（渡良瀬遊水地）

■ラムネットJのコメント

文化的価値を守る管理計画がないと回答した湿地が15湿地と多数である。

こちらについても、経済的価値の場合と同様、管理計画作成にあたって意識しておくべき文化的価値とその調査項目モデル案、あるいは文化的価値を守った管理計画の好事例を示してはどうか。

「湿地の管理」に関するラムサールハンドブックの翻訳が急務なのは質問3コメントと同じ。

質問5

あなたの湿地についての**管理計画の策定や、管理の実施**に関して、あなた方**市民活動団体（NGO・NPO）の参加はできていますか？**

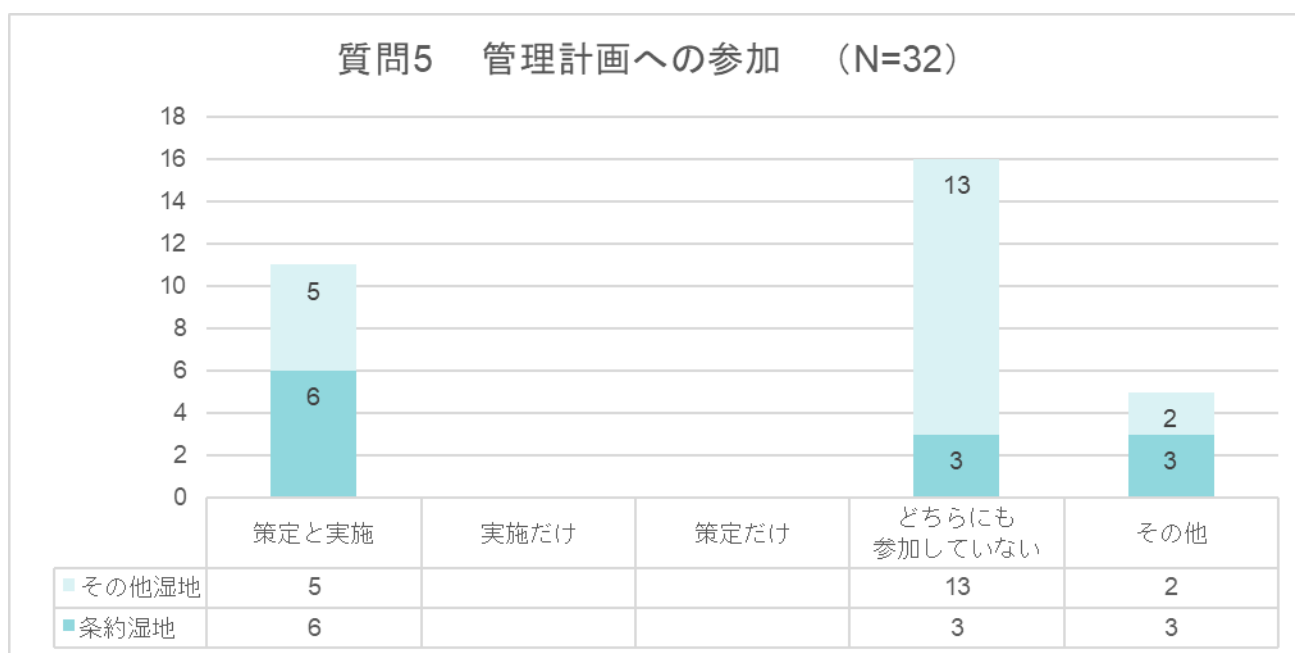
【関連する国別報告書質問】

16.3 a 締約国は、湿地の計画及び管理に関し、その意思決定に利害関係者の参加を促進しているか？

4.1.3 締約国は a) 湿地の計画及び管理に関して、その意思決定に利害関係者の参加を促進しているか、 b) 特に新規のラムサール条約湿地の選定やラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者を関与させているか。

KRA4.1 iii 湿地と文化的・経済的に結びついている利害関係者や、生計を湿地に依存している人々

が、湿地管理計画の策定と実施において確実に参加できるようなやり方を、全ての締約国が確立していること



その他回答内容

- ✓ 公園や施設の指定管理者として双方に参加。（福島潟）
- ✓ 2014 設置の中池見湿地保全活用計画委員会に参加、2016 年に計画実施のため設置された中池見湿地保全活用協議会にも参加。従来、市は民間寄付による中池見湿地保全基金（2004）で保全管理を運用。しかし、2019 年市長は湿地の維持管理等は民間主体で行い一般会計の支出はしないと明言、2020 年度より基金で施設維持管理のみを行い保全管理を放棄。現在、市民団体のみでできる保全活動をごく限られた部分のみ行っている。（中池見湿地：別紙2に全文）
- ✓ 管理計画策定の予定があり、策定及び実施に参加する予定である（東海丘陵）
- ✓ 実施には参加、管理計画の進行管理には関わっている。ただし当団体ではない。（琵琶湖）
- ✓ 私たちではないですが、名護市の施設「わんさか大浦パーク」がある程度の参加はしています（大浦川河口）

■ラムネットJのコメント

管理計画の策定・実施に関与できているか否かは、双方に関与できている湿地（12+2湿地）と、双方ともに関与できていない湿地（16湿地）との両極端に2分されている。

条約湿地については、策定・実施に関与できている割合が高い。ただ、条約湿地でさえ地方自治体が財政的に支える体制が無いと、管理実施が極めて厳しいことは中池見の事例が示している。

なお、条約湿地でない湿地については、そもそも管理計画の策定・実施に関与することを可能とする取り組み（呼びかけ、予算措置）が必要ではないか。

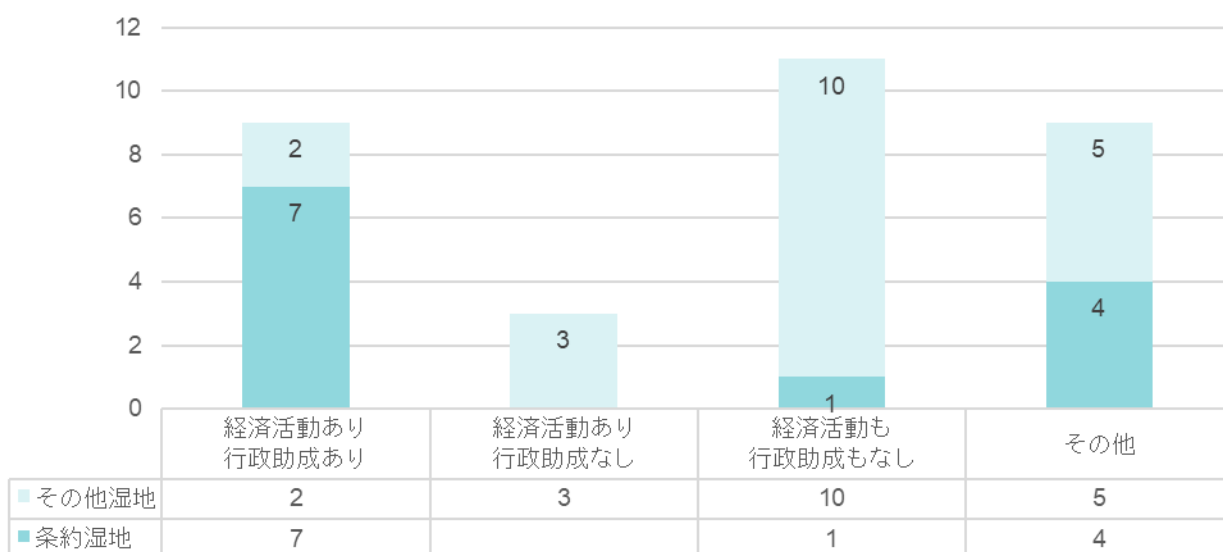
質問6

- ① あなたの湿地について、**湿地の恵みや役割を活かした湿地保全の取り組みや、経済活動の取り組みは行われていますか**（環境に配慮した水田のコメ等の販売など）？
- ②国や県からこれらの活動に対する**助成はされていますか**？

【関連する国別報告書質問】

3.3 「湿地の保全あるいは賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施するための行動がとられたか？」

質問6 保全・経済活動の取り組みと助成 (N=32)



その他の内容

- ✓ 湿地を活かす経済活動を準備中（濤沸湖）
- ✓ 生物多様性向上のため湿地だけでなく、その周辺の無農薬栽培などを促進しブランド米、お酒などの商品が開発販売されている。（渡良瀬遊水地）
- ✓ 湿地保全の取り組みは実施しているが、経済活動は行っていない。（東京港野鳥公園）
- ✓ 漁協の漁業、地元住民のヨシ刈り・菱とり、施設で関連商品販売。ただし、行政からの助成はない。（福島潟）
- ✓ 指定管理業務で自然観察会を開催している。（東海丘陵）
- ✓ 名古屋市に移管されており、市と住民組織（白玉星草と八丁トンボを守る島田湿地の会）で保全活動を実施している。（島田緑地）
- ✓ 石木川の自然を守るため毎年「ほたる祭り」を実施してきたが、行政からの応援も助成もない（石木川）
- ✓ 沖縄県保全利用協定対象なのである程度の経済的援助はあると聞いています。わんさか大浦パークは名護市の施設です。名護市の予算も管理にあてられています。カヌーやマングローブウォークなどの形である程度は湿地を恵みを活かした活動が行われています（大浦川河口）

■ラムネットJのコメント

条約湿地の保全活動や経済活動はほぼ助成を受けている（7湿地）。条約湿地でない湿地に対しても例えば、助成できる方法を案内したり（経済的活動について農林水産省の多面的機能支払交付金等）、その他新たな予算措置が無くてもできる方法をまずは取りまとめる必要がある。潮間帯湿地、泥炭地（ピートランド）などは、気候変動対策の観点から助成措置をしていけないだろうか。

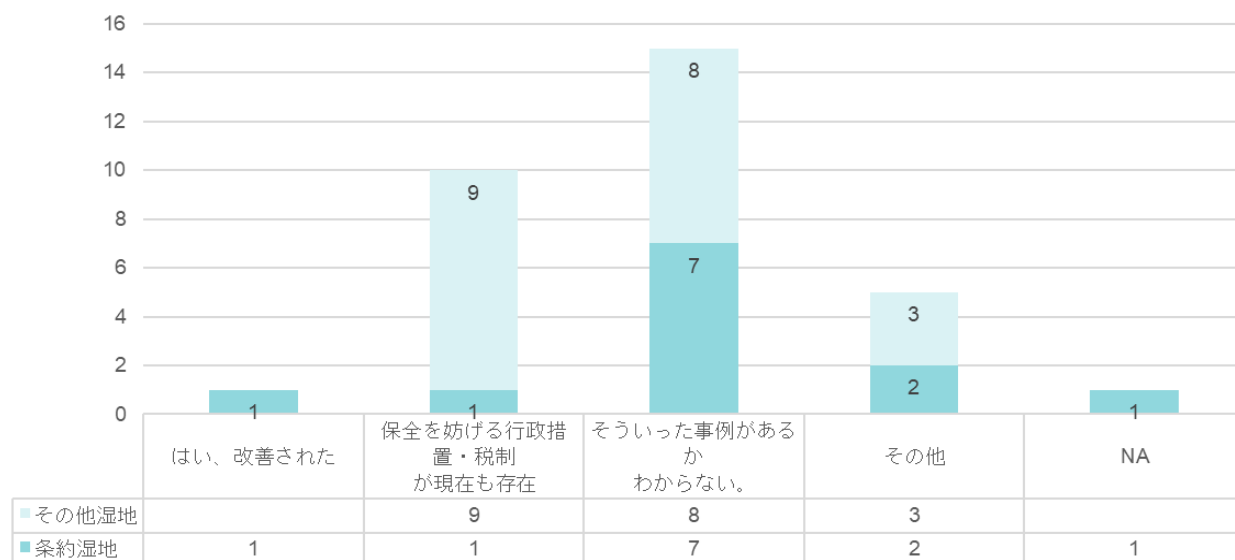
質問7

あなたの湿地について、**湿地保全を妨げるような行政の措置や税制が改善された事例はありますか？**

【関連する国別報告書質問】

3.4 「湿地保全と賢明な利用を妨げる逆行した奨励策を取り除く措置はとられたか？」

質問7 行政措置・税制の改善事例 (N=32)



その他の内容

- ✓ 特段、存在しない。(伊豆沼・内沼)
- ✓ 本年 2020 年より施行された「中池見人と自然のふれあいの里の設置及び管理に関する条例」により、ビジターセンターが冬期閉館となり、施設利用や湿地内での活動についての申請手続きが煩雑になるなど、湿地保全がむしろ妨げられるようになった。(中池見湿地)
- ✓ 石木川の自然と流域の環境と暮らしを守るための運動に逆行し、半世紀以上前に計画され現在では必要のないダム建設が強行されている(石木川)
- ✓ 日本政府による湿地保全の妨げる工事が進行中です。(大浦川河口)
- ✓ 国と沖縄県により埋め立て工事が進んでいる。(泡瀬干潟)

■ラムネットJのコメント

湿地保全を妨げる措置・税制がある(おそれがある)という回答は「その他」の回答内容もあわせると13湿地となる。主として、湿地を悪化させてしまった直接的・不可逆的な行政措置への抗議の回答である。予算の削減や、利用手続きの煩雑化により湿地保全が妨げられている中池見の事例は、条約湿地なのだから国からの助成は考えられないだろうか。また、財政状況の厳しい他の地方自治体の湿地において同種事案が増える可能性もあり、警戒を要する。なお、改善された1事例(藤前干潟)について、その内容は不明である。

質問8

あなたの湿地について、**侵略的外来生物種を駆除するための活動**をおこなっていますか？
うまく成功した事例と、駆除が困難であった事例を教えてください。

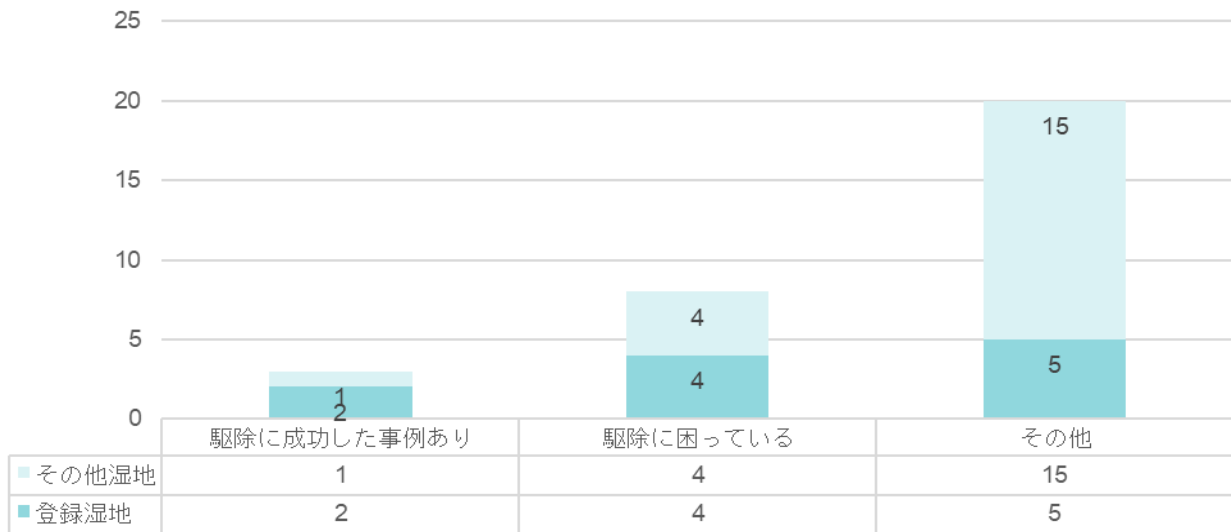
【関連する国別報告書質問】

3.3 湿地の保全及び賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施する行動がとられたか。

{1.11.1} KRA 1.11.i

3.4 湿地の保全及び賢明な利用を阻害するような負のインセンティブ措置を除去するための行動がとられたか。{1.11.2} KRA 1.11.i

質問8 侵略的外来生物の駆除 (N=31)



その他の内容

- ✓ ウシガエル、ザリガニ以外に特に外来生物といえる生物に困っていない (川越水田)
- ✓ 事例はあると思うが具体的な例は現時点では分からない。(三番瀬)
- ✓ アライグマの侵入は確認されているが、被害状況は未確認。セイタカアワダチソウについては定期的に抜去している。(東海丘陵)
- ✓ 毎月一度湿地の保全活動を通して、外来生物の除去を行っている。外来植物であるインフラータ(タヌキモ)の除去に困っている。(島田緑地)
- ✓ 特に行っていない(藤前干潟)
- ✓ 侵略的外来生物に関して無関心。(長良川河口)
- ✓ 局地的な駆除に成功した事例はあるが、全体としては駆除に成功していない。(琵琶湖)
- ✓ 特定外来生物(ナルトサワギク)は、吉野川を管理する国交省徳島河川国道事務所によって、定期的に駆除されている。(吉野川河口)
- ✓ 駆除等行っていない(ハチの干潟)
- ✓ 特に外来種の課題は見当たらない(和白干潟)
- ✓ 侵略的外来生物種の駆除で、現在、困っていない(鹿島干潟)
- ✓ 駆除の活動は行っていない(諫早湾)
- ✓ 不明(諫早湾)
- ✓ 特に外来生物の侵入、被害は発生していない。(荒尾干潟)
- ✓ 侵略的外来種の駆除等への活動事例は知らない。(球磨川河口)
- ✓ 特に問題は生じていない。(嘉徳海岸)
- ✓ 不明(嘉徳海岸)
- ✓ 進行中の工事により(埋め立て土砂などの搬入に伴い)外来種が導入される危険がある(大浦川河口)
- ✓ 現在搬入中の埋め立て資材等により外来種が持ち込まれる可能性がある(辺野古)
- ✓ 侵略的外来種がいるかいないか不明(泡瀬干潟)
- ✓

■ラムネットJのコメント

深刻に悩んでいる湿地がある一方で、「その他」(21湿地)の回答内容では、侵略的外来生物に対する関心が薄かったり、調査が不足しているのではないかと心配される湿地もあるように思える。

質問 8-2

侵略的外来生物種駆除のうまく成功した事例と、駆除が困難であった事例

【駆除成功】

- ✓ オオクチバスの駆除による在来魚介類の増加（伊豆沼・内沼）
- ✓ ①当会のシンポでの提案が採用され官民挙げての外来種セイダカアワダチソウの除去作戦が5回/年、600人から1000人/回レベルで実施されている。（渡良瀬遊水地）
- ✓ ②PR が主体目的だが外来魚駆除作戦として子ども達50名総勢100名あまりで「わいわい大作戦」を実施している。海なし県であるので地引き網の魚の捕獲は好評である。（渡良瀬遊水地）
- ✓ チクゴスズメノヒエの水路からの除去活動（河北潟）

【その他事例】

- ✓ オオハンゴンソウ、セイヨウオオマルハナバチ、アライグマ（サロベツ湿原）
- ✓ オオハンゴンソウ、アメリカオニアザミ、メマツヨウグサの駆除を行っているがマンパワー不足（コムケ湖）
- ✓ 大ハンゴンソウ、アメリカオニアザミ、オオアワダチソウ駆除（濤沸湖）
- ✓ アメリカザリガニについては、小学校授業、家族でのザリガニ釣り（持ち帰らず、養鶏農家へ提供。保全、ワイズユース）。セイダカアワダチソウについては、引き抜き作業をイベント化して開催。（福島潟）
- ✓ アメリカザリガニの駆除は一定の成果は上がっていたが、本年度より予算がつかず日常的防除ができず駆除数激減。継続防除していたセイダカアワダチソウやブタナの外来植物も駆除できず目に見えて増えている。湿地入口に侵入したオオブタクサは当団体の集中的防除で拡大を防いでいる。ウシガエルは音声トラップにより1匹捕獲。クサガメはイシガメとの交雑個体を多数確認したので外来カメ・交雑カメ隔離施設を設置。調査で捕獲されたクサガメや交雑カメはこの施設で隔離し来園者に対しその影響につき啓蒙活動に利用。（中池見湿地：別紙2に全文）
- ✓ インフラータ（タヌキモ）毎年除去作業をするが、除去し切れていない。（島田緑地）
- ✓ オオクチバス、ブルーギル、オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウなど。他にも「侵略的」とみなせるかどうか不明の生物の侵入事例は数知れず。（琵琶湖）
- ✓ ミシシッピーアカミミガメ、ウシガエルの駆除をNPOが行っている。ダンドボロギク駆除を地区の女性グループが行っている。ブルーギル駆除を漁協やグループが行っている。ハチゴロウの戸島湿地内の外来種は管理者のNPOが全ての駆除に取り組んでいる。（円山川）

■ラムネットJのコメント

成功事例については情報共有が必要であり、困難事例についても情報共有をしたうえで共同して対策を研究する必要があると思う。

また、各湿地が、それぞれの侵略的外来生物について情報共有できる「場」（会議やウェブ空間）も必要である。

質問 9

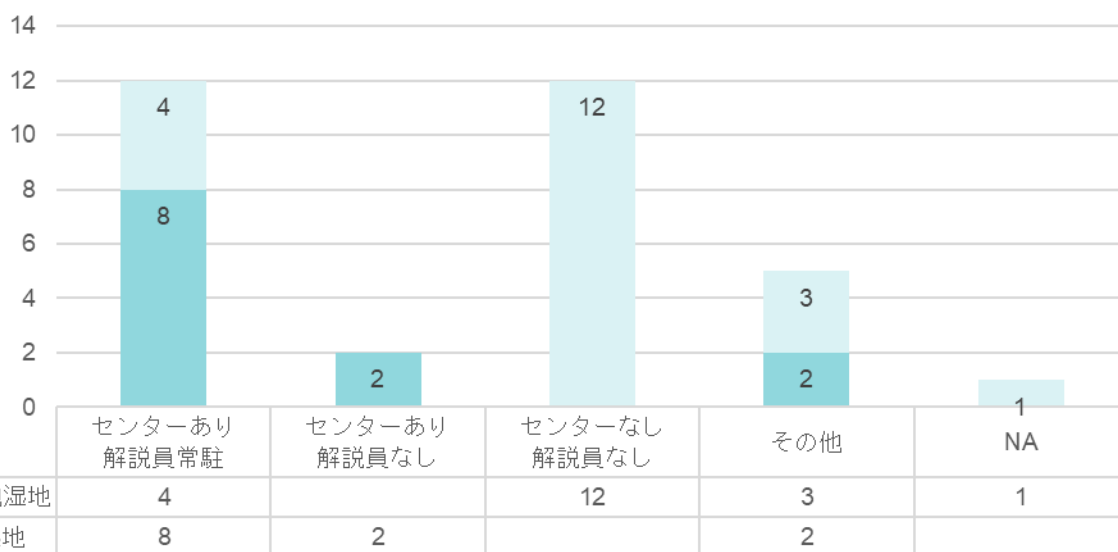
あなたの湿地には、ビジターセンターや、自然解説員のいるセンターはありますか？

この点について、国や県に要望はありますか？

【関連する国別報告書質問】

16.2 「センター（ビジターセンター、自然解説員のいるセンター、教育センター）はいくつ設置されているか a ラムサール条約湿地内、b 上記以外の湿地内」

質問9 ビジターセンターと自然解説員 (N=32)



その他の内容

- ✓ 豊田市自然観察の森の職員や関係団体の会員が自然解説員を担っている。(東海丘陵)
- ✓ 土日市民に開放されている。管理小屋は設置されており、管理人は週末(土日)に職務に就き、湿地の説明は行っている。(島田緑地)
- ✓ 干潟前面の埋立地に野鳥公園を作る構想があったが、汽水域はなくなり、単なる都市公園に変節し、事業も大幅に遅れている。(和白干潟)
- ✓ 少し離れた場所に自然解説員がいるビジターセンターがある(鹿島干潟)
- ✓ わんさか大浦パークがビジターセンターの役割を果たしている。自然解説員というほどではないものの、ある程度のことはわかる職員が常駐している(国の施設ほど訓練を受けた職員ではない)(大浦川河口)

■ラムネットJのコメント

ここでの回答も、「その他」をいれてほぼ2極化している(ともにあり12+2湿地、ともに無し12湿地)。

条約湿地については、ほぼセンターと自然解説員が整っている。条約湿地でない湿地で、センター等が整っている4湿地(三番瀬、河北潟、東京港野鳥公園、福島潟)は、地方自治体の努力でこれを運営している。条約湿地でない湿地についても、自治体の努力を支援し、湿地全体について施設等整備を進めていくことが望まれる。

質問9-2

国や県への要望

- ✓ 保全や調査、普及のための人材や資金が不足しています。支援をお願いしたいです。(サロベツ湿原)
- ✓ 湿原マスタープラン(北海道)に基づいた保護を進めて欲しい。環境省がもっと地元自治体に係るべきで湿地の保護のための指導力を発揮してほしい。(コムケ湖)
- ✓ ビジターセンターの設置をお願いしたい。(渡良瀬遊水地)
- ✓ 湿地の価値が一層増している状況に鑑み更なる予算的措置を強く希望する。(三番瀬)
- ✓ 現場に理解のある行政職員の育成(東京港野鳥公園)
- ✓ 予算措置(河北潟)
- ✓ 築20年以上となるビジターセンターの修理費用(雨漏りし冷暖房も十分でない)や、本年春まで

活用されていたスロープカー（車いすの方やベビーカー、お年寄りが多数利用していた）を復活させるための補助をお願いしたい。その前提として、敦賀市に対してラムサールサイトである湿地の維持管理や保全について必要な予算措置をとり、保全活用計画や保全活用協議会が十分機能するよう何らかの指導を。（中池見湿地：別紙2に全文）

- ✓ 予算が不十分（藤前干潟）
- ✓ 汽水域を回復させる、河口堰の開門（長良川河口）
- ✓ 水田の環境直接支払いの強化（琵琶湖）
- ✓ 吉野川河口域のラムサール条約登録の早期実現をしていただきたい。（吉野川河口）
- ✓ 河口域は、複数の行政機関に管轄が分割されており様々な弊害があるので、相互に調整を図り、統合的な河口沿岸域管理を求めます。（吉野川河口） ※ほか添付の別紙に記載
- ✓ 円山川の治水対策にラムサールエリアであることを意識してほしい。（円山川）
- ✓ 開発行為や汚染事業について規制をして、出来る限り手つかずのまま保存する意識を持ってほしい（ハチの干潟）
- ✓ 和白干潟を公園（公共の自然環境）として行政の管理保護下に置き、責任ある保全制度を作らなければならない。（和白干潟）
- ✓ 国や県は諫早湾の生態系への取り組みを、NGOと共に実行するよう要請します。（諫早湾）
- ✓ 諫早湾潮受け堤防の水門を開放し、干潟再生に取り組むこと。また、その意義や経過や成果について解説するセンターを設置・運営すること。（諫早湾）
- ✓ 現在残されている貴重な自然を保護してもらいたい。（嘉徳海岸）
- ✓ 工事実施区域（辺野古・大浦湾）と距離はあるものの、同じ湾内にある河口域にもいずれ影響が及ぶ。進行中の工事を止めていただきたい（大浦川河口）
- ✓ 普天間代替施設移設事業を中止し、生物多様性の豊かさの解明を第一に行っていただきたい。すでに工事が行われた海草藻場などについては原状回復を行っていただきたい（辺野古）
- ✓ ラムサール登録し、ビジターセンターや自然解説員の設置をお願いしたい（泡瀬干潟）

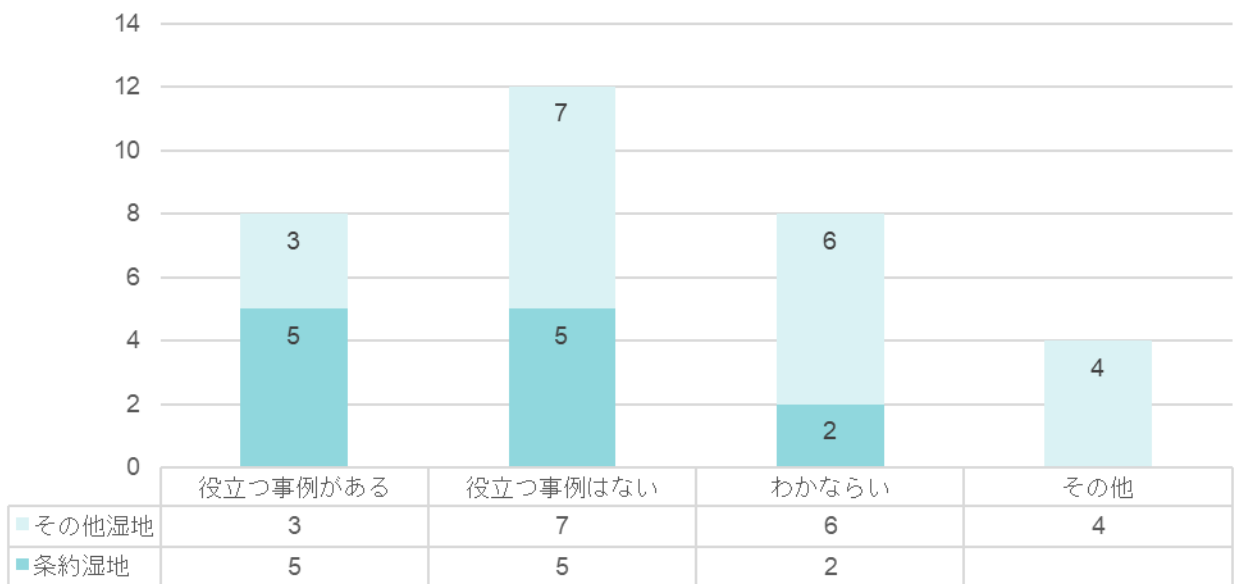
質問 10

あなたの湿地での取り組みで、現在あるいは将来の、**水の危機や食糧危機への対処に役立つと思われる事例**はありますか？

【関連する国別報告書質問】

11.2 貧困緩和の目的又は食料と水の安全保障計画に貢献する湿地に係るプログラム又は事業が実施されてきたか。

質問10 将来の水危機・食料危機対処 (N=32)



その他の内容

- ✓ 干拓農地で栽培された農産物を、利用できるようにすればいい。(諫早湾)
- ✓ 沖縄線を経験してきた高齢者は、戦後の貧しい時期を乗り切れたのは海や川からとれる産物に頼ることができたからだと言う。(大浦川河口)
- ✓ 沖縄戦を経験してきた高齢者は、戦後の貧しい時期を乗り切れたのは海が冷蔵庫のような役割を果たしいつも恵を与えてくれた(=海産物を食糧として用いることができた)と話している。工事が進めば海の恵みに頼ることができなくなる(辺野古)
- ✓ 埋め立て工事が進んでいる今でもアーサ採り、貝採り、タコ採りが行われている。(泡瀬干潟)

役立つ具体的な事例

- ✓ 湿原の再生事業が行われている。(サロベツ湿原)
- ✓ 魚介類や植生回復によって湿地資源が増加している。(伊豆沼・内沼)
- ✓ 洪水を含めれば国土省の掘削による貯水容量の増大、掘削土による利根川水系の堤補強と遊水地の湿地増加がある。ここ当分は、治水と湿地保全は良い効果をもたらしているが・・・。(渡良瀬遊水地)
- ✓ 三番瀬は、貝類や稚魚の揺籃期の重要なが所なので今後の更なる改善・予算的措置を希望します。(三番瀬)
- ✓ 生きもの元気米 すずめ野菜 金沢駅西ゆうぐれ金曜マルシェ(河北潟)
- ✓ かつては全域水田耕作を行っていた湿地で、敦賀の水瓶と呼ばれていたこともあった。ただし、湿田なので大きな機械は入らず、収量の高い水田耕作は難しいと思われ、また、水源地に北陸新幹線のトンネルを掘った影響も認められ、今後のモニタリングが必要な状態。(中池見湿地)
- ✓ ヨシ群落の再生、水質の改善、魚のゆりかご水田、びわコミ会議など多数(琵琶湖)
- ✓ 河口から10数キロ上流に設置されたダムが撤去された。(球磨川河口)
- ✓ 埋め立て工事が進んでいる今でもアーサ採り、貝採り、タコ採りが行われている。沖縄市長が希望するように、工事区域を拡大すれば、これらの活動はできなくなると思われる(泡瀬干潟)

■ラムネットJのコメント

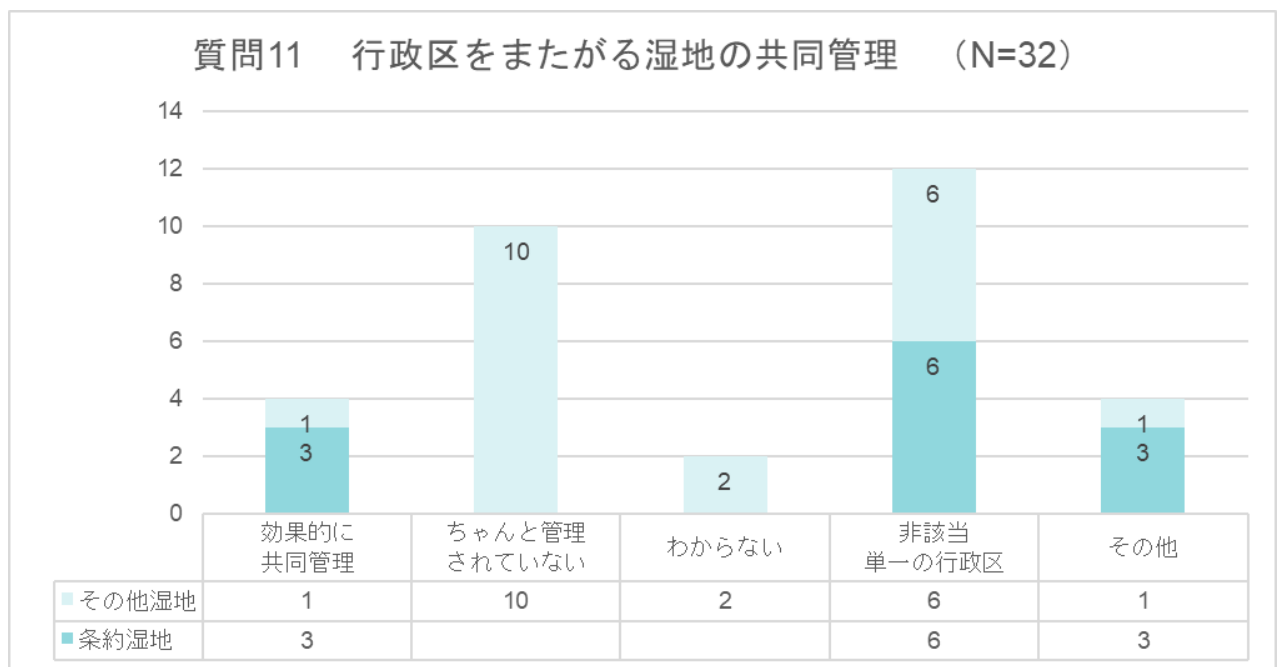
戦後の貧しい時期に「海が冷蔵庫」であったこと（辺野古、大浦川）は忘れてはならない。水の危機について、日本では「治水」を意識した回答が多い。

質問 11

あなたの湿地が、複数の県や市にまたがる場合、効果的に共同管理されていますか？

【関連する国別報告書質問】

18.7 国境や行政区をまたぐ湿地（例えば、共有の河川流域や沿岸地帯）は、効果的に共同管理されているか。



その他の内容

- ✓ 効果的までとはいかないが、湿地の利用に関して共同管理している（濤沸湖）
- ✓ 効果的ではないが、管理者の国交省、各種市民団体が分担して管理しているのが現状である。一元化が望ましいが困難か？（渡良瀬遊水地）
- ✓ 一定の管理は行われているが、決して十分とは言えない。（三番瀬）
- ✓ 集水域のごく一部が京都府にはみ出ているが、大部分が滋賀県に属する。（琵琶湖）

■ラムネットJのコメント

該当する湿地について、条約湿地では、効果的に共同管理されているとの回答が多い（ただ、渡良瀬遊水地は否定的回答）。これに対し、条約湿地でない湿地については、きちんと共同管理されていないという回答が多数となっている。共同管理のきっかけも存在しないためかもしれない。

なお、県をまたぐ場合のみならず、市町村にも行政の壁は現存しており、これからは共同管理ととらえて協働を考えていくべきだろう。

2. ラムサール条約湿地対象

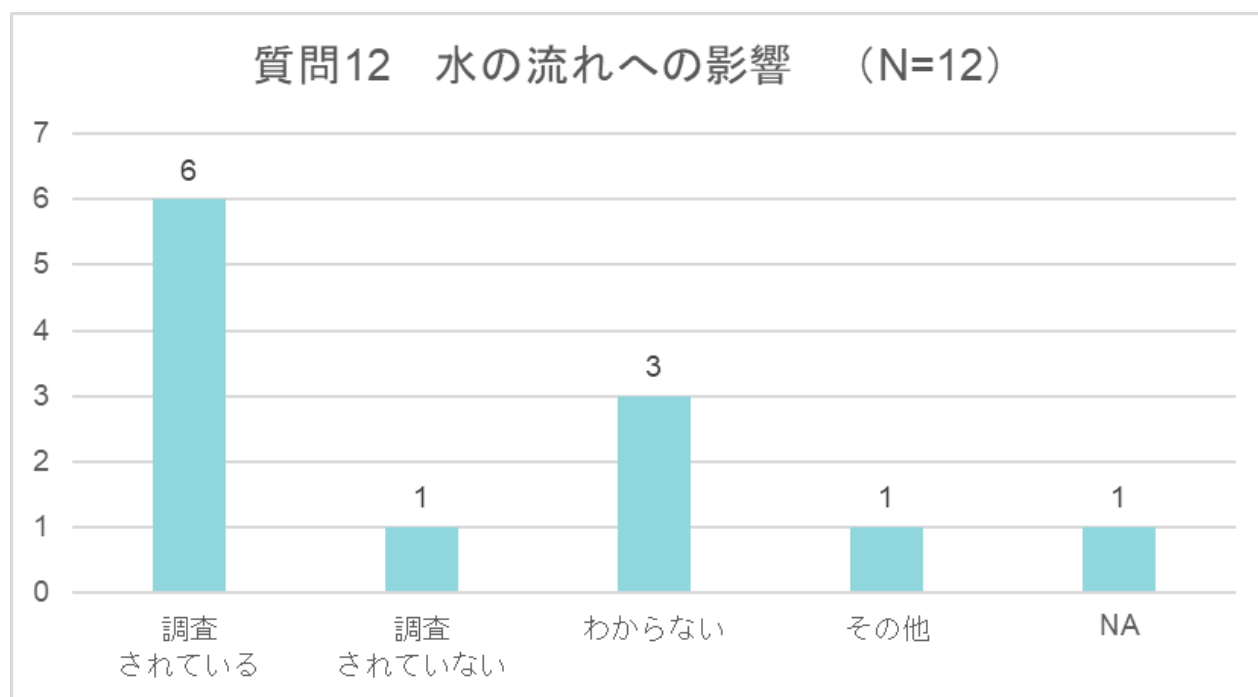
以下は、ラムサール条約湿地に関する市民活動団体（NGO・NPO）への質問です（質問12～15）。

質問12

あなたのかかわるラムサール条約湿地について、湿地を支える水の流れ（表流水、地下水などどんなものでも）に影響を与える事例について、きちんと調査がされていますか？

【関連する国別報告書質問】

2.2 「環境流量の評価は、湿地の生態学的特徴に与える影響の緩和に関して行われたか？」



その他の内容

- ✓ 北陸新幹線のトンネル工事にかかわる水についてのモニタリングは事業者によって行われているが、30年前から始まり、今では湿地の約1割に達するほどの面積に広がった沈下池についての調査は、市民団体及び研究者により簡易な調査がされているに過ぎず、敦賀市に至っては問題なしと評価している。（中池見湿地）

■ラムネットJのコメント

沈下池面積が拡大している点の調査がされない（中池見）は、PEATLAND湿地では大問題。

その他、質問3で触れたラムサールハンドブック「湿地の管理」は、和訳されれば、調査についてよい参考資料となるだろう。

質問13

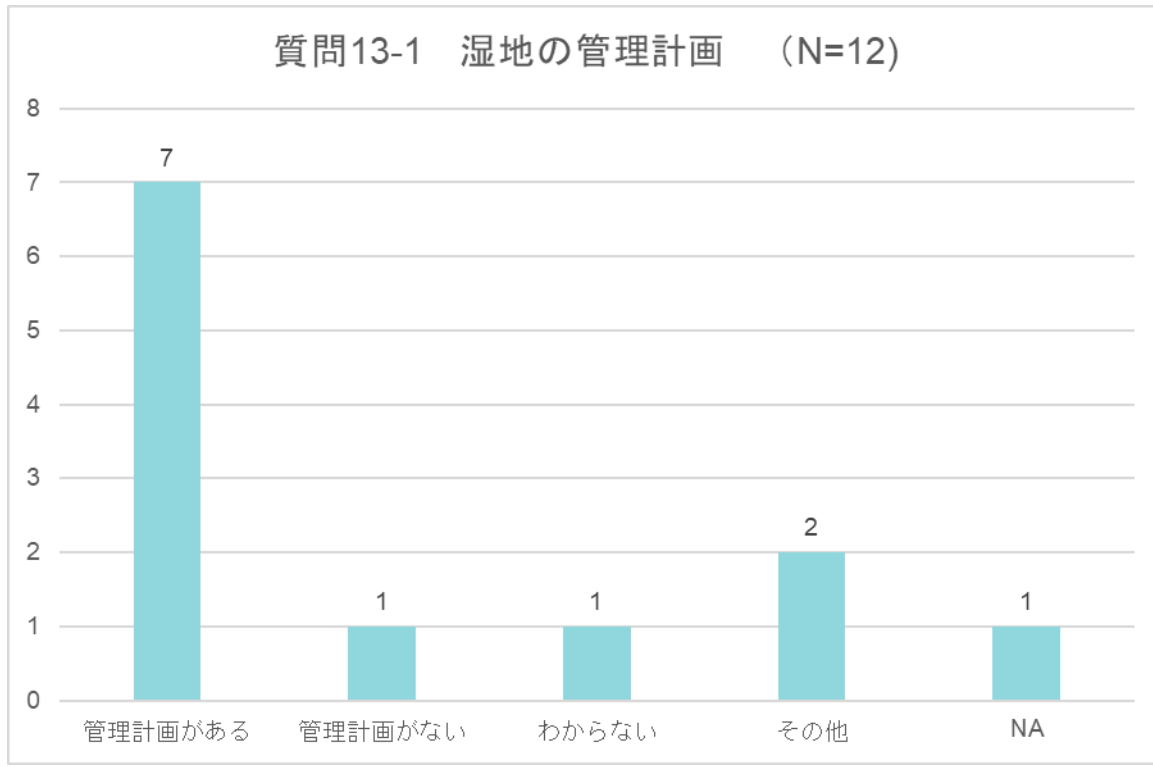
あなたのかかわるラムサール条約湿地について、何らかの管理計画はありますか（知らない場合は知らないとのお答えで結構です）。

【関連する国別報告書質問】

5.6 すべてのラムサール条約湿地は、それぞれの管理（すなわち正式な管理計画がある場合）、または、それ以外の適切な手段がある場合（例えば既存の適切な湿地管理活動）、はそれによる管理の有効性について評価されたか。

1.6.2 湿地管理計画は潜在的脅威に対する研究を含む十分な科学研究に基づいて策定？

KRA1.6 ii 同上

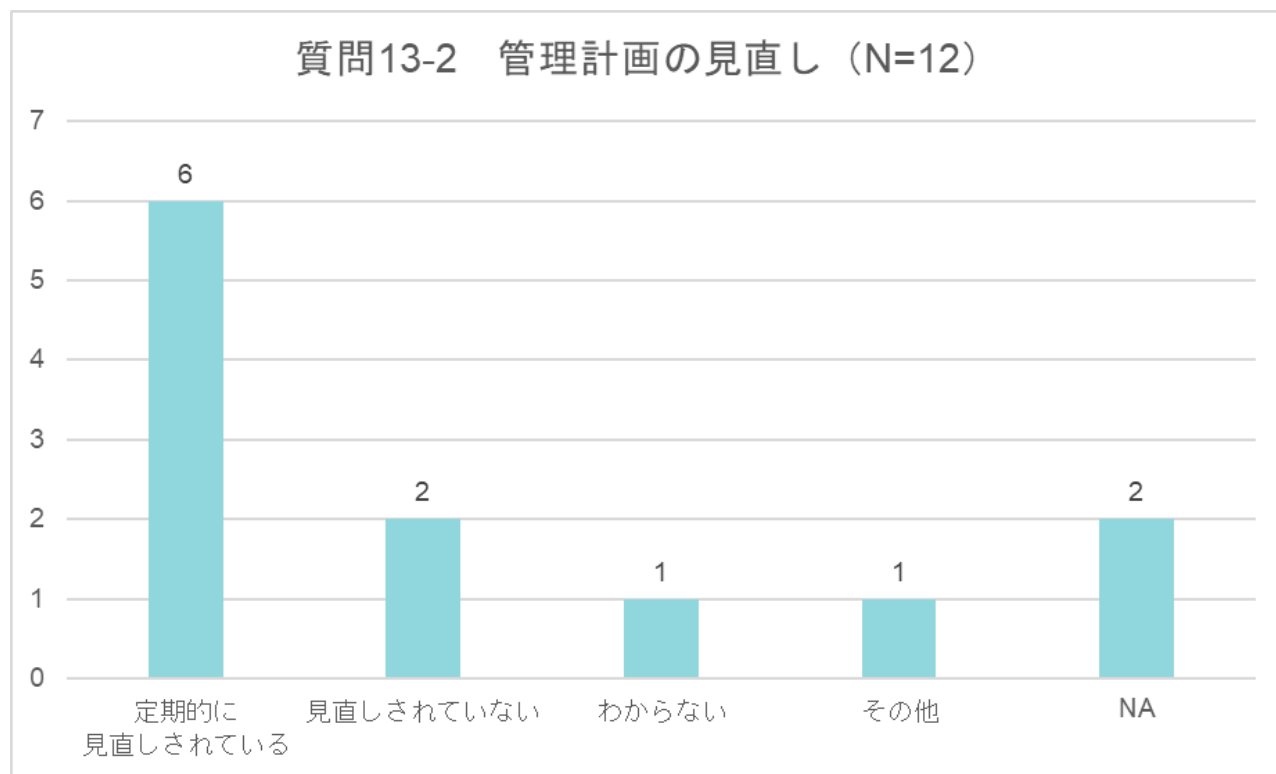


その他の内容

- ✓ 一元化された管理計画ではないが国交省と各市民団体に分散しているが一応の調査実施計画に基づいた活動が行われている。（渡良瀬遊水地）
- ✓ 管理計画はないが、現状維持を目的に湿地管理活動が実施されている。（東海丘陵）

質問 13-2

管理計画がある場合、管理の効果や管理の課題について定期的に検討されており、管理計画は見直されていますか？

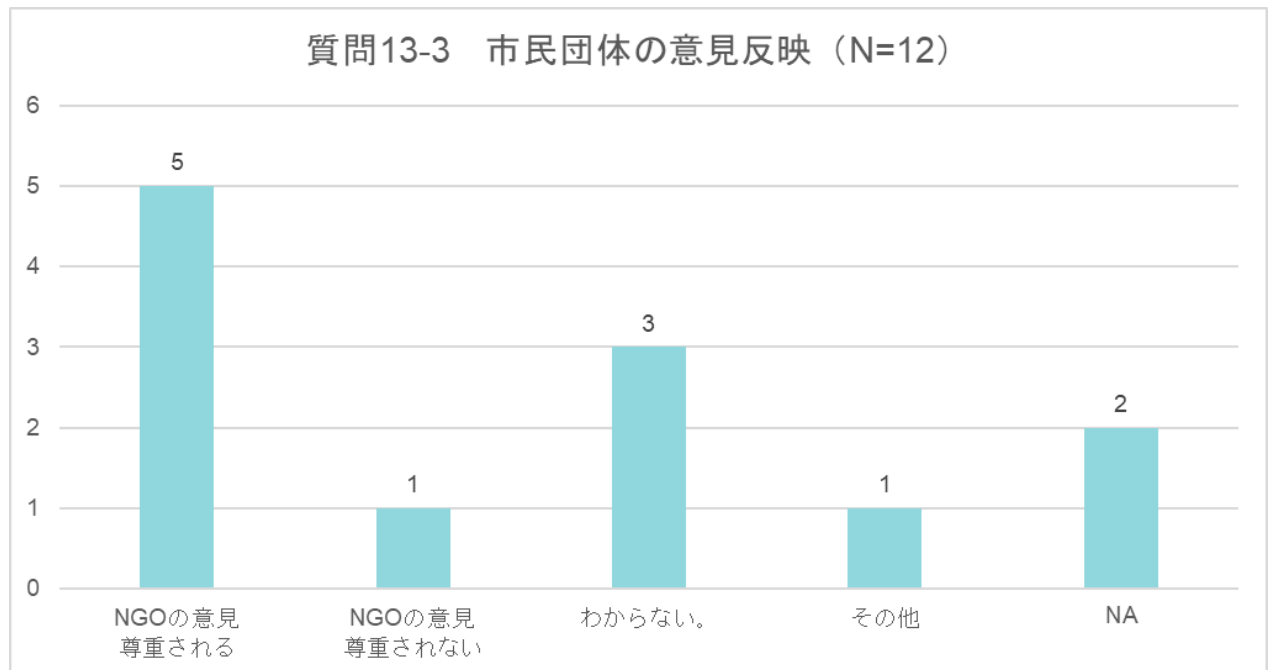


その他の内容

✓ 管理計画の策定予定がある。(東海丘陵)

質問 13-3

その際に、あなた方市民活動団体（NGO・NPO）の意見は十分に尊重されていますか？



その他の内容

✓ ある程度参考にされている。（琵琶湖）

質問 14

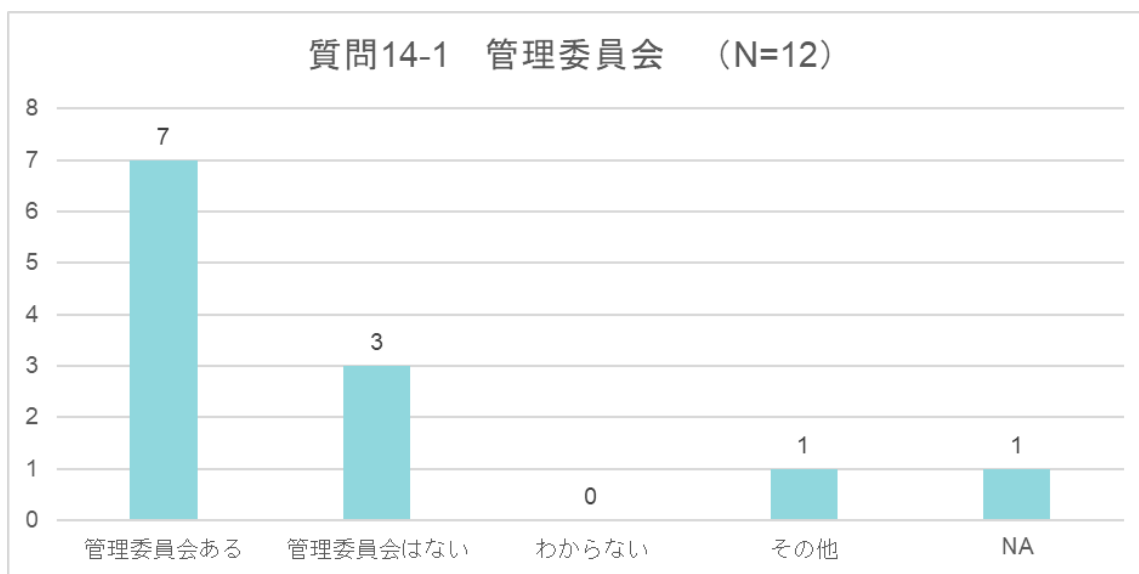
あなたのかかわるラムサール条約湿地について、様々な分野から意見を聞いて管理を行う**管理委員会**はありますか（知らない場合は知らないとお答えで結構です）？

【関連する国別報告書質問】

5.7 分野横断的な管理委員会を持つラムサール条約湿地の数はいくつか。

2.4.4 同上

KRA2.4 iv 条約湿地において、関係省庁、市民や地域社会、その他の関係者の参加（適切な場合は企業部門も含む）のもとに、また、争点解決の仕組みとしても、部門横断的な湿地管理委員会が設置されていること



その他の内容

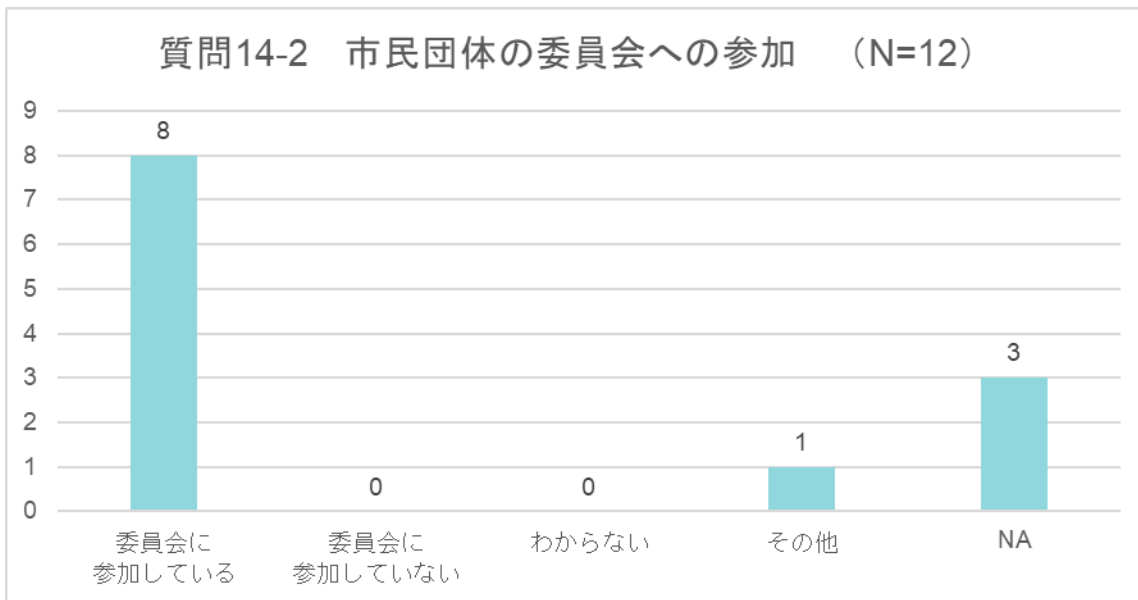
- ✓ 保全活用計画に基づいた保全活用協議会はあるが予算がついておらず、学識経験者に交通費も出ないため参加いただけない。当初は手弁当で参加いただいた学識経験者も、述べた意見や提案がまったく尊重されないため、この2年ほど参加はない。それ以外のメンバーも保全活動に関わる団体は当団体だけでバランスを欠く。事務局は環境廃棄物対策課のみで、観光課や教育委員会、農林水産振興課など、関連のある課の参加はない。（中池見湿地：別紙2に全文）

■ラムネットJのコメント

「その他」（中池見湿地）において、分野横断的な管理委員会があっても、実質的に委員の知見を活かすような運営がされない（手弁当、専門的意見を尊重しない）と期待された役割は果たせない。

質問 14-2

あなた方市民団体（NGO・NPO）やその意見を代弁する方はその委員会に参加していますか？

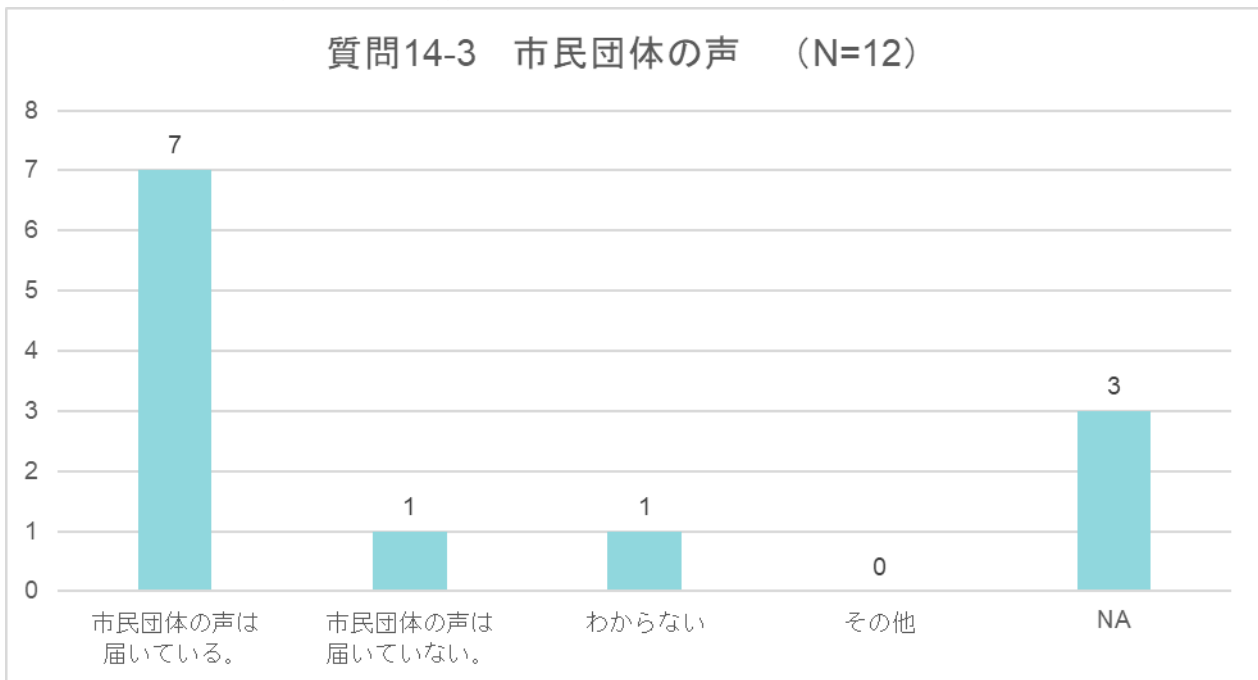


その他の内容

- ✓ 管理委員会ではないが、それに準ずる国交省の保全・再生検討会への委員派遣や各市民団体の報告・検討会に参加して意見交換会に参加している。(渡良瀬遊水地)

質問 14-3

あなた方市民団体 (NGO・NPO) の声は届いていますか？



■ラムネットJのコメント

条約湿地でありながら市民団体の声が届かないとの回答 (中池見湿地) があるのは問題である。

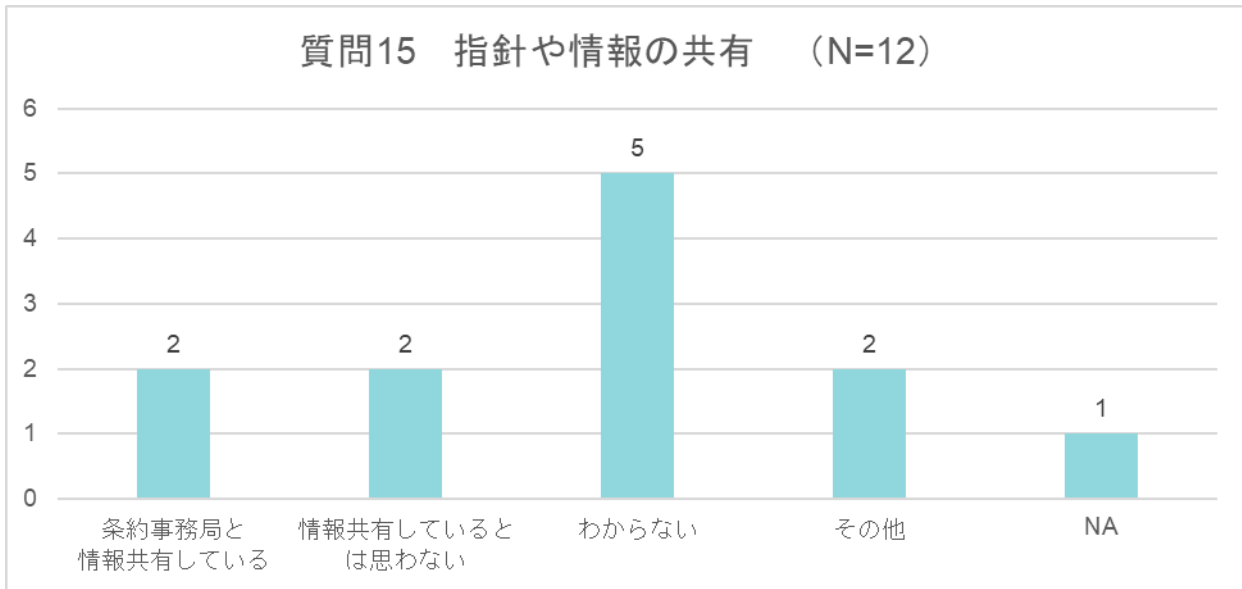
質問 15

あなたのかかわるラムサール条約湿地につき、あなた方市民団体 (NGO・NPO) の日ごろの活動から見て、湿地管理者とラムサール事務局との間で、条約実施のための指針や情報を共有していると思いますか？

【関連する国別報告書質問】

16.6a 条約の実施のための指針やその他の情報を共有するため、**条約の管理当局**と下記の機関（※ここではラムサール条約湿地の管理者）との間に、**その他の意思疎通の仕組み（国内委員会以外）が構築されているか**

KRA4.1vi 条約による湿地の管理や賢明な利用と保全の仕組みが、地球規模から地域規模、各国、各地方のレベルまで、広範な利害関係者によって運用されていること。



その他の内容

- ✓ 完全な情報共有までは進んでいない。問題点を提言するなどの形で情報交換している。（渡良瀬遊水地）
- ✓ 情報共有はまったくしていないし、それは国のすることで、市としてする必要はないと発言していた。（中池見湿地）

■ラムネットJのコメント

条約湿地の調査でさえ、ラムサール事務局と情報共有しているとの回答はわずか2湿地であり、「思わない+わからない」は合計で8湿地である。ラムサール条約事務局は、日本の湿地にとって今でも遠い存在である。

言語の問題があるとしても、これを補うため、国や国内NGOは努力する必要がある。